

長崎県高等学校新人体育大会弓道競技 競技規則

1. 競技種目 近的競技 直径36センチ霞的

2. 競技種別 男女別

3. 競技種類 団体競技（5人立）および個人競技

（1）団体競技 監督1名 選手5名 補欠2名以内

（2）個人競技

①団体競技1次予選で8射行射した選手

②団体競技に参加できない高校に限り 監督1名 選手4名以内

4. 競技方法 的中制 立射 順立 予選・決勝方式

（1）団体競技

①1次予選

ア) 団体40射（各選手4射2回）を行い、上位10団体同中を2次予選進出とする

②2次予選

ア) 団体20射（各選手4射1回）を行う

イ) 1次予選からの総的中数上位5団体を決勝進出とする

ウ) イ) が同じ場合は団体5射（各選手1射）の競射を行い、順位を決定する

エ) 同中による決勝進出校決定の競射は、2次予選に出場した選手およびその立順で行う

③決勝

ア) 決勝はリーグ戦とし、対戦順は「別表：決勝リーグ表」のとおりとする

イ) 団体20射（各選手4射）を行い、総的中数の多い団体を勝ちとする

ウ) 同中の場合は団体5射（各選手1射）の競射を行い、勝敗を決定する

＊競射の1本目は替矢を用いる（競射2本目以降は矢返しを行う）

エ) 順位決定は勝ち数が多い団体を上位とする

オ) エ) が同じ場合は決勝での総的中数（同中競射を除く）の多い団体を上位とする

カ) オ) が同じ場合は予選からの累計総的中数の多い団体を上位とする

キ) カ) が同じ場合は団体5射（各選手1射）の競射を行い、順位を決定する

ク) 同中による順位決定の競射は、最後の試合に出場した選手およびその立順で行う

＊選手は矢を1本持って入場し、残りの矢（4本）は監督が持つ

＊競射6本目からは矢返しを行う

（2）個人競技

①各選手8射（各自4射2回）を行う

②団体出場者は1次予選の成績を個人競技の成績とする

③順位の決定は総的中数の多い順とする

④同中の場合は射詰競射により順位を決定する

5. 制限時間

（1）団体競技

①進行委員の合図により始まり、最後の射手の最後の離れて終わる

②行射制限時間は1立7分を限度とし、6分30秒で予鈴の合図を行う

③予鈴が鳴っても順立を崩してはならない

④時間内に射放たれないときは、その矢は失効する

⑤弦切れ、その他自団体による事故が生じてても時間の延長はしない

(2) 個人競技

個人競技のみ出場する選手の行射は特に設けないが「弦音打起し」を原則とし、前立のもの以前に矢を発射してはならない

6. 選手交代

(1) 予選（1次予選および2次予選に係る）

①選手交代は選手1名につき2回まで認める *したがって交代退場した選手の再出場を認める

②同一立における同一選手による2回の選手交代は認めない

③ゼッケンは交換しない

④選手交代は原則として出場30分前までとし、所定の用紙で届け出なければならない

⑤招集点呼までに選手交代の届出がなされない場合は選手交代を認めない

⑥選手交代をした後に事故等が生じ、出場選手が欠場する場合は欠員のままとする

⑦立順の変更は認めない *ただし交代により結果的に立順が変わることはやむを得ないものとする

(2) 決勝

すべての立を独立した試合とみなし、選手の交代は招集点呼までに所定の用紙で届け出なければならない

7. 競技順序 *男女の後先は隔年交代（当該年度の九州新人に準じる）

(1) 男子または女子団体競技1次予選

(2) 男子または女子個人競技1次予選

(3) 男子または女子個人順位決定（優勝・2位・その他の順）

(4) 男子または女子団体競技2次予選

(5) 男子または女子団体決勝進出校決定競射

(6) 男子または女子団体決勝・団体順位決定

試合順	第1射場	第2射場
第1試合	A	B
第2試合	C	D
第3試合	E	A
第4試合	B	C
第5試合	D	E
第6試合	A	C
第7試合	B	D
第8試合	C	E
第9試合	D	A
第10試合	E	B

別表「県新人決勝リーグ表」

8. 決勝リーグの組み合わせおよび試合順

(1) 試合順は別表のとおりとする

(2) 組み合わせは以下のとおり抽選で決定する

①予選の総的中数上位から抽選を行う

②①が同数の場合は団体行射順の順番に抽選を行う

(3) 決勝リーグは総当たり1回とする

9. 招集および弓具等点検

(1) 第三控で選手の招集点呼および弓具や服装、ゼッケン等の点検を行う

(2) 第二控から第一控に移動する際に不在の選手は「その立」に限り失権とする

10. その他の競技規定

(1) その他は「全国高等学校体育連盟弓道競技規則（必携）」による

(2) ただし、上記が本規則と異なる場合は本規則を優先する

附則

平成6年6月制定／平成8年6月改定／平成12年6月改定／平成16年12月改定／平成18年1月改定／平成26年12月改定／令和3年8月改定／令和5年9月改定